

第十二講 ユダヤ人の罪（一） 第二章の研究（四月十日）

前講及び前々講に述べし如く、一章十八節以下三二節までは、専ら異邦人の罪惡を指摘せし者である、パウロの強剛なる言を以て希臘人の智慧と羅馬人の力とを打ち碎いたのである、かくして彼は進んで第二章に於ては自己の同胞たるユダヤ人の罪惡を舉示せんとするのである、勿論彼は憎んで其同胞を惡しざまに云ふのではない、愛するがために之が道義の法廷に訴へるのである、彼は、其兄弟、その骨肉の爲ならんには、「或は基督より絶れ沈淪に至らんも」敢て厭はなかつた、同胞の救はれざる中は彼に「大なる憂」と「心に耐へざるの痛」とがあつた、そして人は救はれんためには先づ罪を示されねばならぬ、罪人救済の歡びを傳へる福音は罪人たるを自認せる人にのみ受得せられる、パウロは其愛する同胞を福音の滋雨に浴せしむべく先づ之を彈劾するのである、まして彼は「世の人こぞりて神の前に罪ある者と定まらん」（三の十九）ことを其立論の第一段とするのであれば、既に異邦人の罪惡を指摘したる今は當然ユダヤ人の罪惡を指摘すべき順序となつたのである。

此事が今日の我等の心に鮮かに映らんためには、我等は茲に想像の翼を借りて千九百年の昔に歸り、大使徒パウロが多嶋海の周邊に雑多の種類より成る聴衆と相對せし姿を心に描かねばならぬ、聴衆の種類は雑多であつたが之れを其國籍よりしてユダヤ人、異邦人と二大別することが出來たであらう、其異邦人に向つてパウロは先づ其罪惡の深重と敗類（はいたい）の激甚とを豪宕激越なる語調を以て摘示したであらう、この激烈なる叱責を浴びて彼等は一言もなくして面を伏せたであらう、其間聴衆中のユダヤ人は如何に小氣味よく感じたことであらう、平生「選民」

を以て自らを高うし、神と律法あるを以て誇り、之なき故を以て異邦人を蔑視し居たる倨傲にして執拗なるユダヤ人は、パウロの此異邦人排撃に接して心ゆくばかりの痛快さを味つたことであらう、しかし乍らパウロは茲にも又その慣用手段なる局面一變を用ひたであらう、そして此度は聴衆中のユダヤ人に向つて其鋭き鋒はなはたきを向けたであらう、自らを聖しとして異邦人の罪を責むる彼等が實は同じく罪を犯しつゝある事實を指摘して、却て彼等の罪惡が聖善の假面を装へるだけそれだけ尚ほ深刻なる事を論斷したであらう、其時ユダヤ人も亦首を垂れる外に道がなかつたであらう、そしてパウロは異邦人、ユダヤ人兩者の罪を斯く斷定したる上、人類全體を心の前に置きて、「義人なし、一人もあるなし」と高らかに且力強く叫んだことであらう。

右の如き姿を心に描きたる上にて我等が羅馬書第二章に對するときは、其前後關係の上に明かなる光が投げられるのである、パウロは第一章後半にて異邦人を責め、茲に舞臺を一轉せしめて第二章に於てユダヤ人を責めるのである、そして然る後人類全體に對して罪人たるの烙印を押したのである、但し第二章に於て我等はパウロの特異なる論法に注意する、此章は其十七節に至つて明かに筆の調子が變つてゐる、十六節までに於てはパウロは「之等の事を行ふ者を審判さばきて同じく之を行ふ人」を責めてゐる、誰人と特定の云はずして唯一般的に此種の人々の矛盾と偽善を指示して居る、そして十七節以下に於ては真正面よりユダヤ人を責めて居る、前半も暗にユダヤ人を責めたものであることは、學者間に強ひて之を否定する者あるにも係らず、極て明々白々の事である和我等は思ふ、然る時はパウロの論法は先づ砲撃を以て敵の陣營を毀ちたる後ち歩兵の突撃戦に移る近世の攻撃法の如きものである、先づ原理を掲出して然る後これをユダヤ人に適用す、まことに彼等の死命を制する論法で

ある、茲にパウロの周到なる用意と聖用せられたる技巧を我等は認めざるを得ない、加之「かのみならず」その勇氣、その公平なる態度——寔に神の忠實なる僕たるに相應しきものである。

先づ一節より三節までを、左にしるして見よう。

- (1) 是故に凡そ人を審判さばく所の人よ汝言ひ通るべきなし、汝人を審判くは正しく己の罪を定むるなり、そは審判く所の汝も同じく之を行へばなり、
- (2) 斯の如く行ふ者を罪する神の審判は眞理まことに適へりと我等は知る、
- (3) 之等を行ふ者を審きて同じく之を行ふ人よ汝神の審判を免れんと思ふや。

一節の最初に「是故に」とありて前との連絡を保たせてある、一章末節には「凡て之等を行ふ者は死に當るべき神の判定を知りて尚ほ自ら行ふのみならず亦これを行ふ者をも喜べり」とあつた、自ら之等の罪を行ふ外更に之を行ふ者を喜ぶのは實に律法を知らざる異邦人の罪の特色である、然らば敢て問ふ、之等の罪を行ふ者を審判き乍ら實は私「いひ」に自ら之を行ふは尚大なる罪ではないか、かゝる人は單に罪を行ふのみならず其上に尚ほ偽善といふ虚偽を重ねるのである、これ律法を知れる者の犯す罪である、知識を有し、倫理を學び、惡の避くべくして善の行ふべきを知れる者の陷る罪は即ち是れである、矛盾と虚偽とを伴ふだけそれだけ却て深刻なる罪である。

一章末節には「行ふ」の語が三つあり、二章に入りても三節までに此語が四つある、邦譯聖書に於ては常に同一の語を用ひてあるが、原語聖書に於ては二つの異なつた文字を使ひわけて居るのである、即ち *poiesō* (プラソー) と、*noisō* (ノイエオー) の二字を用ひてゐる、そして英譯聖書は前者を *practise* と譯し後者を *do* と譯して居る、プラソーは習性としての行爲に係はる語であつて習慣的に或事を行ふ事を意味する、即ち或期間

続く所の其人の状態について云ふ語である、之に反してポイエオーは、外に表れし其時其時の外部的行爲に係はる語であつて、或事を事實的に爲すことを意味する語である、即ち前者は人の行爲を線として見た者で後者は之を點として見たものである、もし漢字の「行」が前者に當り「爲」が後者に當るとするならば、先づ一章三二節を左の如く改める事が出来る。

凡て之らを行ふ(習性として)者は、死に當るべき神の判定を知りて尚ほ自ら之を爲す(個々の行爲として)のみならず亦これを行ふ(習性として)者をも喜べり。

以て此節の意味を明らかにする事が出来るのである。

今二章の一節より三節までの間に於て「行」と譯せられし文字を原語聖書又は英譯聖書に據て二種に分けて見る時は、其意味が明確になるのである、即ち一節最後の「そは審判く所の汝も同じく之を行へば也」は習性としてのユダヤ人の惡行を云ふたのである、又二節の「此くの如く行ふ者」も同様である、次に三節は「此等の事を行ふ(習性として)者を審判きて同じく之を爲す(個々の行爲として)人よ」となる、即ちユダヤ人は異邦人が習性的に行ふ罪惡を責めながら自分等も個々の行爲として同一の罪惡を爲すのである。

パウロは三節後半に於て「汝神の審判を免れんと思ふや」と、暗中にヒ首を翳すが如く、同胞に向つて肉迫した、そして此肉迫は四節、五節に至つて更に力を増して來た、彼は彼等が神の「豐厚なる仁慈」に狎れて、その仁慈の故に彼等の罪惡も無限に宥さるゝが如く思惟し、又は其仁慈たるを悟らずして神に罪を罰する力なしと誤想せる彼等の淺愚と驕慢とを責める、彼等は神の仁慈が彼等を悔改せしめんが爲の聖慮に出づるを悟らずして、

益々心を頑なにして、罪を悔い改むる事をしない、彼等は愛を斥けて罪の底なき谷に向つて一步は一步より深く落ちゆく、かくして「己れの爲に神の怒を積みて其義しき審判の顯はれん震怒の日に及」ぶのである、神はやがて彼等を罰し給ふであらう、其震怒の日ひとたび來らば彼等は自ら時きし種よりの實を刈取るより外なきに至るであらう、あゝかの恐るべき審判の日よ！其時に於ける我同胞の悲惨なる運命よ！あゝ其時我眼し盲めくらひてそれを見ざらんことを！我耳閉ぢて其叫びを聞かざらんことを！併し神の律法は嚴げん乎ことして存する、來るべき者は遂に來らねばならぬ、パウロは同胞のために深く憂へつゝ而も天空の如く明かなる神の眞理を嚴かに掲げ出するのである。

次ぎの六節に於て彼は「神は人の行に循ひて各人に其報を爲すべし」との強き斷定を與へたる後、次の七節、八節に於て左の如く言ふ。

- (7) 耐へ忍びて善を行ひ榮光【きやうくわう】と尊貴【じゆんきゐ】と不朽【ふくしゆ】とを求むる者には永生【えいせい】をもて報いん、(8) されど争闘を爲し眞理【まこと】に順【したがふ】はず不義につく者には報ゆるに憤りと怒と患難辛苦とを以てす、(此中患難辛苦の語は第九節に屬すべきものであるが便宜上八節の中に含めて置いた)

七節は右の譯にて過ちなしと思はる、たゞ「報いん」の譯字が——六節の「其報をなすべし」と共に——やゝ報賞的の臭味を傳ふるを遺憾とする、永生は決して善き生涯の報酬として與へられるものではない、永生の賦與は徹頭徹尾「恩恵めぐみ」である、併し此節に於ては永生の賦與が報酬であるか恩恵であるかは問題としてない、問題は唯善き生涯を送りたる者に父より永生を與へらるる事を主張するにあるのである。

しかし尚ほ注意すべきは八節である、右に掲げし如き現行譯に據る時は、神は惡しき生涯を送れる者に向つて其當然の報いとして「憤りと怒りと患難辛苦とを」與ふる者である如く見える、然らば神は罪人を憐むことなくして之に患難辛苦をのみ報ゆる神なるか、然る時は「それ天の父は其日を善き者にも惡き者にも照らし雨を義しき者にも義しからざる者にも降らせ給へり」といふ主の貴き語（マタイ傳五章）と矛盾しないであらうか、又人の患難辛苦は悉く自己の罪惡の結果であらうか、かくて罪惡と患難の關係についての面倒なる問題が茲に生起せんとするのである、之は現行邦語聖書の誤譯より起つた事であつて、此節は改めて正に次の如く譯すべきものである。

されど争鬭をなし眞理に順はず不義につく者には憤りと怒と患難辛苦とあらん。

神は不義者に憤りと怒りと患難辛苦とを報いようとはしない、併し不義者には不義の自然の結果として之等が臨むのである、神は有意識的に彼等を苦めようとなし給はない、しかし不義は其本性上おのづと神の憤りと怒と患難辛苦を招くものである、特別に刑罰が降らずとも自然と刑罰が不義に伴ふのである、不義者は神に罰せられずとも自分で自分を罰して居るのである、永生は神より與へらるゝもの、刑罰は自ら之を招くものである、これ八、九節の解釋上大に注意すべき點である。

「眞理に順はず不義に屬く者」は大體に於て良譯であるが寧ろ「眞理に順はず不義に順ふ者」とするか、又は「眞理に屬かず不義に屬く者」とするを可とする、即ち同一の動詞を否定と肯定に用ふべきである、英譯聖書には do not obey と obey を用ひて居る、眞理屬かず不義に屬くといふのは單に個々の行爲を指して云

ふた語ではなくして、其人の生活原理を指して云ふた語である、即ち其人の生活の根本方針が不義に隷屬せるものなることを示すのである、不義を主として奴隸の如く之に従屬するのが「不義に屬く」である、即ち自己自身を罪の毒酒に浸し人生の原理として不義に其身を任せることである、これ實に罪の中の罪であつて、諸惡の根源である、これより離れて眞理に屬くに至るが悔改である、眞理に屬くか不義に屬くか―人はいづれか一を採り得るのみである。

憤りと怒と艱難辛苦とは、「ユダヤ人を始めギリシア人凡て惡を行ふ人に及ぶ」のである、之に反して「ユダヤ人を始めギリシア人凡て善を行ふ人には榮光と尊貴と平康と」が與へられるのである（九節、十節）、「榮光」は天の光にかじやく全き潔き狀態、「尊貴」は父の嘉賞の下に永への譽を有つこと、「平康」は右兩者に伴ふ魂の狀態であつて此世に於て味ふものの更に進展完成せるを指す、即ち三者とも來世に於て實得せらるゝ者である、そして更に注意すべきは惡を行ふ者と善を行ふ者との受くる各々の結果は人の國籍に依て少しも左右せられない一事である、ユダヤ人なりとも善者は賞せられ惡者は罰せらる、異邦人なりとも善者は賞せられ惡者は罰せらる、茲に人類は善惡の二つに分たれて各々その運命を異にすると云はれる、國籍の相違は小さき誇りと侮りとの所因たり得べきも人の永遠の運命に對しては全く係はりなきものである、この事については彼が如何なる民族の一員であるかは少しも問はれないのである、そしてパウロは十一節に於て「これ神には偏視かたよりなければなり」と云ひて其理由を與へて居る。

異邦人と云ひユダヤ人と云ふ、事は千九百年の昔に屬して今日の我等に係はりなしと云ふ勿れ、神を有し其律

法を有てる者は如何なる時代にありても「ユダヤ人」である、神を知らず其律法を有たざる者は何時の世にありても「異邦人」である、然らば今のユダヤ人は誰ぞ、これ謂ゆる「信者」である、今の異邦人は誰ぞ、これ謂ゆる「不信者」(又は未信者)である、使徒パウロにして現代に再生せんか、彼は先ず「不信者」の昏瞶と罪惡とを責めるであらう、併し若しこれに對して信者が快哉を叫ぶならばそれは餘りに早計である、何となれば彼は直ちに鋒を轉じて「信者」の虚偽と罪惡とを責めるであらう、そして信者たると不信者たるとの別なく——洗禮を受けたと受けぬとの別なく——教會員たると然らざるとの別なく——凡て如何なる人たりとも善を行ふ者には永生與へられ惡を行ふ者には滅亡來ると論斷して憚らないであらう、今日の信者が神を知ると云ふ事、福音を持つて居ると云ふ事、教會に屬して居ると云ふ事などを恃みとして天國の榮光期して待つべしと做し、不信者を蔑視して地獄の子となすが如き事あらば、それは迷ひ深き驕慢である、人の環境は決して其人に榮光又は滅亡を與ふものではない、人を永へに活かし又は殺すものは其人の心の在り場所、及びそれより當然生るゝ生活の状態である、我等は今日パウロの語を己れに當てはめて三思すべきである。

然らば人は行によつて救はるゝか、パウロは左の如く云ふ、

神は人の行に循ひて各人に其報を爲すべし(六)。

……凡て善を行ふ人には榮光と尊貴と平康とを以て報ゆべし(十)。

凡そ律法なくして罪を犯せる人は律法なくして亡び、律法ありて罪を犯せる人は律法によりて審判を受くべし(十二)。

神の前に義とせらるるは律法を聴く者にあらず、義とせらるるは律法を守る者なり（十三）。

之等の語については學者間に種々の見方がある、それが「信仰によつて義とせらる」と云ふ羅馬書の根本義と表面矛盾せるためである、そしてフリッツェの如く到底この矛盾は調和し得ずと斷ずる學者もあるが、多くは何等かの解決を與へんと努めて居るのである、我等は茲に此難しき問題について煩瑣なる解説を試みようとはしない、唯率直に我等の信ずる處を述べて置き度い。

先づ注意すべきは行に由る審判が聖書の原理の一なることである、「それは我等は必ず皆キリストの臺前に出でて善にもあれ惡にもあれ各々身に居りて爲し、所の事に循ひ其報を受くべき者なればなり」（コリント後五の十）とあり、パウロ文書の外にも「彼等のおの其行に循ひて審判を受けたり」（黙二十の十三）などの語がある、又イエス自身の教としても約翰傳には「善事を行し、者は生を得るに甦り、惡事を爲し、者は審判を受くるに甦るべし」（五の二九）とあり、且最後の審判を描くや必ず行に由る生と死とを説くのである、馬太傳七章二節以下を見よ、又二十五章十四節以下の比喩及び三十一節以下の審判の光景を見よ、此事は極めて明瞭ではないか、行に由る審判が聖書の原理の一なる事は一毫の疑念を挟む餘地もなく確實である。

次ぎに注意すべきは羅馬書二章前半がユダヤ人の蒙を啓くを以て所説の目的とせる一事ある、ユダヤ人と云へば神を信じ居るを以て恃みとせる民である、併し其信仰は眞の信仰でない、彼等は信仰ありと誤想し又は誇稱して罪惡の底なき沼に溺れて居るのである、かゝる人に向つて其罪を悟らしむるには、「行に由る審判」の原理を説くを以て當然の順序とする、彼等もし先づ信仰に由る義を説かれんか益々其抱ける誤れる信仰に満足して彌が上

にも罪の深みに陥るであらう、行による審判は偽りの信仰に恃める人に向つては殊に強く説かれねばならぬのである。寔にさうである。

即ち行は信仰の試金石である、信仰の眞偽を知るには行を以てする外はない、樹は其果を以て知らるゝのである、眞の信仰は必ず善き行を生み偽りの信仰は之に反す、然り人は信仰に由て救はれる、しかし偽りの信仰に由つては救はれない、眞の信仰に由らでは救はれない、そして眞の信仰は必ず行を伴ふ、此意味に於て人は行に由て救はると云ひ得る、審判は行に由て加へられるのである、「それキリストイエスに在りては割禮を受くるも受けるも益なく唯愛に由りて働く所の信仰のみ益あり」とパウロは加拉太書に於て言ふた（五の六）、又言ふた「それキリストイエスに於ては割禮を受くるも受けるも益なく唯新たに作られし者のみ益あり」と（六の十五）、愛に由て働く所の信仰——即ち善行として現はるゝ所の信仰——これが眞の信仰である、此意味に於て人は善行に由らずしては救はれないのである、即ち不義に屬く生活を去りて眞理に屬く新生活に入り、其新たに作られし結果として當然善果を結ぶ事——此事があつて人は遂に救はれるのである、信仰が善き行を産むに至らぬ中は空しき信仰である、偽りの信仰でなくば死せる又は眠れる信仰である、眞の信仰は眞の行を伴ひ、眞の行は眞の信仰に伴ふ、畢竟これ同一事象の表と裏である、故に人は信仰に由りて救はる、又人は行に由りて救はる、共にこれ眞理である、何となれば要するに是れ同一の原理の異なる表現たるに過ぎぬからである。

右の意味に於て人は其行を以て審判かるゝのである、例を擧げて之を説かう、人を赦すは至美にして又至難なる事である、さりながら人を赦し得ざる者が果して神の赦免を贏ち得るであらうか、人を赦し得るに至らずして

は未だ眞に救に浴した者とは云ひ得ない、嚴密なる意味に於ては人を赦し得ざる者は基督信者ではない、「神は人の行に循ひて各人に其報を爲す」所の神であれば人を赦し得ざる者は恐くは榮光の中に攝取せられないであらう、しかし憂ふるを要せず我等に眞の信仰與へらるゝ時は人を赦すに於て難くないのである、キリストに義とせられて彼の靈が我に宿るに至れば我は人を赦し得るに至る、自己一人の努力抑制を以ては到底人を赦し得ない者が、此のキリストの靈心に充つる時は自からにして人を赦し得るのである、問題は彼の靈が我に宿るか如何にある、彼の靈が我に宿る時は我の難しとする事を我にもあらで行ひ得るのである、これ我が之を行ふにあらず彼が我にありて行ふのである、されば彼は教へて言ふた「我は葡萄樹、汝等は其枝なり、人もし我におり我れ亦彼に居らば多くの實を結ぶべし、そはもし汝等われを離るゝ時は何事をも爲し能はざればなり」と（ヨハネ傳十五の五）、又同一の事を使徒パウロは其實驗として云ふた「我は我に力を與ふるキリストに因りて凡ての事をなし得るなり」と、パウロのキリストは又我等のキリストである、我等眞の信仰を抱き眞に彼を我心に迎へまつりて彼にありて諸々の善をなし得るに至らねばならぬ、我等偏に彼を仰ぎ瞻て彼の靈を眞正面より豊かに受くる者とならねばならぬ、神は必ず此願を充たし給ふのである。

前の講義と前々回の講義で述べたように、ローマ人への手紙一章十八節から三十二節までは、ひたすら異邦人の罪を指摘している部分である。パウロは、その力強い言葉をもって、ギリシア人の知恵とローマ人の力を打ち砕いたのである。そして、彼はさらに進んで第二章では、自身の同胞であるユダヤ人の罪悪を取り上げようとしている。もちろん、彼は憎しみをもって同胞を悪く言うのではない。彼らを愛しているがゆえに、道義の法廷に訴えようとしているのである。パウロは、自分の兄弟、自分の骨肉のためなら、「あるいはキリストから離され、滅びに至ることになっても」あえてそれを厭わなかった。同胞が救われていない間は、彼には「大きな悲しみ」と「心に絶え間のない痛み」があったのである。そして、人は救われるためには、まず罪を示されなければならない。罪人を救済する喜びを伝える福音は、罪人であることを自認した人にのみ受け入れられる。パウロは、その愛する同胞を福音の豊かな恵みに浴させるために、まず彼らを弾劾するのである。まして彼は「全世界が神のさばきに服する」（三章十九節）ことを、その議論の第一段階としているのだから、すでに異邦人の罪を指摘した今、当然ユダヤ人の罪を指摘すべき順序となつたのである。

この出来事が今日の私たちにも鮮明に理解されるためには、私たちはここで想像の翼を借りて千九百年前の昔に帰り、大使徒パウロがエーゲ海の周辺で雑多な種類から成る聴衆と向き合っていた姿を心に描かなければならない。聴衆の種類は雑多であったが、それをその国籍からしてユダヤ人と異邦人に大きく二分することができた

であろう。その異邦人に向かってパウロは、まず彼らの罪の深さと退廃の激しさを、豪放で激しい語調をもって指摘したであろう。この強烈な叱責を浴びて、異邦人たちは一言もなく顔を伏せたであろう。その間、聴衆の中のユダヤ人はどれほど小気味よく感じたことであろうか。普段から「選民」をもって自らを高くし、神と律法があることを誇り、これがないゆえに異邦人を蔑視していた傲慢でしつこいユダヤ人は、パウロのこの異邦人への排撃に接して心ゆくばかりの痛快さを味わったことであろう。しかしながら、パウロはここでもまた、その慣用手段である局面の一変を用いたであろう。そして今度は、聴衆の中のユダヤ人に向かってその鋭い矛先を向けたであろう。自らを聖いとして異邦人の罪を責める彼らが、実は同じく罪を犯しつつある事実を指摘して、かえって彼らの罪悪が聖善の仮面を装っている分だけ、それだけなお深刻であると論断したであろう。その時、ユダヤ人もまた首を垂れる以外に道がなかったであろう。そしてパウロは、異邦人、ユダヤ人の両者の罪をこのように断定した上で、人類全体を心に置いて、「義人はいない、一人もない」と、声高らかに、かつ力強く叫んだことであろう。

右のような姿を心に描いた上で、私たちがローマ人への手紙二章に向かう時、その前後の關係に明らかな光が投げられるのである。パウロは一章の後半で異邦人を責め、ここに舞台を一転させて二章においてユダヤ人を責めるのである。そしてその後、人類全体に対して罪人であるという烙印を押したのである。ただし、第二章において私たちはパウロの特異な論法に注意する。この章は、その十七節に至って明らかに筆の調子が変わっている。十六節までにおいて、パウロは「そのようなことを行う者たちをさばきながら、同じことを行っている人」を責

めている。誰であると特定の言わず、ただ一般的にこの種の人々の矛盾と偽善を指摘している。そして十七節以下において、真正面からユダヤ人を責めている。前半も暗にユダヤ人を責めたものであることは、学者の中に強くこれを否定する者がいるにもかかわらず、極めて明白なことであると私たちは思う。そうであるとすれば、パウロの論法は、まず砲撃をもって敵の陣営を破壊した後、歩兵の突撃戦に移る近世の攻撃法のようなものである。まず原理を掲出して、然る後これをユダヤ人に適用する。まことに彼らの死命を制する論法である。ここにパウロの周到な用意と聖なる目的に用いられた技巧を私たちは認めざるを得ないのである。それに加えて、その勇氣、その公平な態度——まことに神の忠実な僕としてふさわしいものである。

まず一節から三節までを、次に示してみよう。

- (1) ですから、すべて他人をさばく者よ、あなたに弁解の余地はありません。あなたは他人をさばくことで、自分自身にさばきを下しています。さばくあなたが同じことを行っているからです。
- (2) そのようなことを行う者たちの上に、真理に基づいて神のさばきが下ることを、私たちは知っています。
- (3) そのようなことを行う者たちをさばきながら、同じことを行っている者よ、あなたは神のさばきを免れるとも思っているのですか。

一節の最初に「ですから」とあり、前との連絡を保たせてある。一章の末節には「そのような行いをする者たちが、死に値するという神の定めを知りながら、自らそれを行っているだけでなく、それを行う者に心から同意もしている」とあった。自らこれらの罪を行うだけでなく、さらにそれを行う者を喜ぶのは、実に律法を知らない

異邦人の罪の特色である。ならばあえて問う、これらの罪を行う者をさばきながら、実はひそかに自らそれを行っているのは、なお大きな罪ではないか。このような人は、単に罪を行うだけでなく、その上にさらに偽善という虚偽を重ねるのである。これこそ律法を知っている者が犯す罪である。知識を有し、倫理を学び、惡の避けるべきこと、善の行うべきことを知っている者が陥る罪が、すなわちこれである。矛盾と虚偽を伴う分だけ、かえって深刻な罪であるのだ。

一章末節には「行う」という語が三つあり、二章に入っても三節までにこの語が四つある。日本語訳聖書においては常に同一の語を用いているが、原語聖書においては二つの異なった文字を使い分けているのである。すなわち、*praso* (ブラッソー) と、*poieo* (ポイエオー) の二字を用いている。そして英訳聖書は前者を *practice* (慣行として行う) と訳し、後者を *do* (個々の行為として行う) と訳している。ブラッソーは、習性としての行為にかかわる語であって、習慣的にある事を行うことを意味する。すなわち、ある期間続くその人の状態について言う語である。これに反してポイエオーは、外に現れたその時その時の外部的行為にかかわる語であって、ある事を事実的になすことを意味する語である。すなわち、前者は人の行為を線として見たもので、後者はそれを点として見たものである。もし漢字の「行」が前者に当たり、「為」が後者に当たるとするならば、まず一章三十二節を次のように改めることができる。

それらのことを行なう (習性として) 者は、死に当たるべき神のさばきを知っていながら、自分からそれを行なす (個々の行為として) だけでなく、それを行なう (習性として) 者をも喜んでいる。

これによって、この節の意味を明らかにすることができるのである。

今、二章の一節から三節までの間に「行う」と訳された文字を、原語聖書または英訳聖書によって二種に分けて見る時、その意味が明確になるのである。すなわち、一節の最後の「さばくあなたが、同じことを行っているからです」は、習性としてのユダヤ人の悪行を言ったのである。また、二節の「そのようなことを行う者」も同様である。次に三節は、「そのようなことを行う(習性として)者たちをさばきながら、同じことを行っている(個々の行為として)者よ」となる。すなわち、ユダヤ人は異邦人が習性的に行う罪惡を責めながら、自分たちも個々の行為として同一の罪惡をなしているのである。

パウロは三節の後半において、「あなたは神のさばきを免れるとも思っているのですか」と、暗闇であいくち匕首を突きつけるように、同胞に向かって肉薄した。そして、この肉迫は四節、五節に至ってさらに力を増してきた。彼は、彼らが神の「豊かなご親切」になれっこになつて、そのご親切のゆえに彼らの罪惡も無限に容赦されるかのように考え、あるいはそのご親切であることを悟らず、神に罪を罰する力はないと誤解している彼らの浅はかさと高慢を責める。彼らは、神のご親切が彼らを悔い改めさせようとする聖なる配慮から出ていることを悟らず、ますます心を頑なにして、罪を悔い改めることをしない。彼らは愛を退けて、罪の底なしの谷に向かって、一步は一步より深く落ちてゆく。かくして「神の正しいさばきが現れる御怒りの日の怒りを、自分のために蓄えている」のである。神はいずれ彼らを罰されるであろう。その怒りの日はひとたび来れば、彼らは自ら蒔いた種からの実を刈り取るより他にないことになるであろう。ああ、あの恐るべきさばきの日よ！ その時における私の同胞

の悲惨な運命よ！ああ、その時、私の目が盲いてそれを見ざらんことを！私の耳が閉じてその叫びを聞かざらんことを！しかし、神の律法は厳然として存在する。来るべきものはついに来なければならぬ。パウロは同胞のために深く憂いつつも、大空のように明らかな神の真理を厳かに掲げ出すのである。

次の六節において、彼は「神は、一人ひとり、その人の行いに応じて報いられます」との強い断定を与えた後、次の七節、八節において左のように言う。

(7) 忍耐をもつて善を行い、栄光と誉れと朽ちないものを求める者には、永遠のいのちを与え、(8) 利己的な思いから真理に従わず、不義に従う者には、怒りと憤りと患難辛苦を下されます。(この中で患難辛苦の語は第九節に属すべきものであるが、便宜上八節の中に含めて置いた)

七節は右の訳で過ちはないと思われる。ただ「与え」という訳字が——六節の「その報いをする」と共に——やや報償的なニュアンスを伝えていることは残念である。永遠のいのちは決して良い生涯の報酬として与えられるものではない。永遠のいのちの付与は徹頭徹尾「恵み」である。しかし、この節においては、永遠のいのちの付与が報酬であるか恵みであるかは問題としていない。問題は、ただ良い生涯を送った者に父より永遠のいのちが与えられることを主張するにあるのである。しかし、なお注意すべきは八節である。右に掲げたような現行訳によると、神は悪い生涯を送った者に向かって、その当然の報いとして「憤りと怒りと患難辛苦とを」与える者であるかのように見える。だとすれば、神は罪人を憐れむことなく、これに患難辛苦のみを報いる神であるのか。そうであるとすれば、「天におられるあなたがたの父の子どもになるためです。父はご自分の太陽を悪人にも

善人にも昇らせ、正しい者にも正しくない者にも雨を降らせてくださるからです」(マタイによる福音書 五章)という主の尊い言葉と矛盾しないであろうか。また、人の患難辛苦はことごとく自己の罪惡の結果であろうか。こうして、罪惡と患難の關係についての面倒な問題がここに生起しようとするのである。これは現行の日本語聖書の誤訳から起こったことであって、この節は改めて正に次のように訳すべきものである。

しかし、党派心をもって真理に従わず、不義に従う者には、憤りと怒りと患難辛苦があるだろう。

神は不義な者に憤りと怒りと患難辛苦とを報いようとはしない。しかし、不義な者には不義の自然な結果としてこれらが臨むのである。神は有意識的に彼らを苦しめようとはされない。しかし、不義はその本性上、おのずと神の憤りと怒りと患難辛苦を招くものである。特別に刑罰が下らずとも、自然と刑罰が不義に伴うのである。不義な者は神に罰せられずとも、自分で自分を罰しているのである。永遠のいのちは神より与えられるもの、刑罰は自らこれを招くものである。これこそ八、九節の解釈上大いに注意すべき点である。

「真理に従わず、不義に属く者」は、大体において良い訳であるが、むしろ「真理に従わず、不義に従う者」とするか、または「真理に属かず、不義に属く者」とするのが良いであろう。すなわち、同一の動詞を否定と肯定に用いるべきである。英訳聖書には *do not obey* と *obey* を用いている。真理に属かず、不義に属くというのは、単に個々の行為を指して言った語ではなく、その人の生活原理を指して言った語である。すなわち、その人の生活の根本方針が不義に隷属していることを示すのである。

不義を主として奴隷のようにこれに従属するのが「不義に属く」である。すなわち、自己自身を罪の毒酒に

浸し、人生の原理として不義にその身を任せることである。これこそ実に罪の中の罪であって、諸惡の根源である。これより離れて真理に属くに至るのが悔い改めである。真理に属くか不義に属くか——人はいずれか一つを選び得るのみである。

憤りと怒りと患難辛苦とは、「惡を行うすべての者の上には、ユダヤ人をはじめギリシア人にも、苦難と苦惱が下る」のである。これに反して、「善を行うすべての者には、ユダヤ人をはじめギリシア人にも、栄光と誉れと平和」が与えられるのである（九節、十節）。「栄光」は、天の光に輝く完全で潔い状態、「誉れ」は、父の嘉賞のもとに永遠の榮譽を持つこと、「平和」は、右の両者に伴う魂の状態であって、この世で味わうものがさらに進展し完成したものを指す。すなわち、三者とも来世において実際に得られるものである。そしてさらに注意すべきは、惡を行う者と善を行う者の受けるそれぞれの結果は、人の国籍によつて少しも左右されないということである。ユダヤ人であっても善者は賞せられ、惡者は罰せられる。異邦人であっても善者は賞せられ、惡者は罰せられる。ここに人類は善惡の二つに分かれて、各々その運命を異にすると言われるのである。国籍の違いは、ささやかな誇りや侮りの原因とはなり得ても、人の永遠の運命に対しては全く関わりないものである。このことについては、その人がいかなる民族の一員であるかは少しも問われないのである。そしてパウロは十一節において、「神にはえこひいきがないからです」と言い、その理由を与えている。

異邦人と言いユダヤ人と言うことは、千九百年前の昔に属して今日の私たちには関わりない、などと言つてはならない。神を有し、その律法を有している者は、いかなる時代にあつても「ユダヤ人」である。神を知らず、

その律法を有たない者は、いつの世にあっても「異邦人」である。ならば今のユダヤ人は誰か。これはいわゆる「信者」である。今の異邦人は誰か。これはいわゆる「不信者」（または未信者）である。使徒パウロが現代に再生したとすれば、彼はまず「不信者」の無知と罪惡を責めるであろう。しかし、もしこれに対して信者が快哉を叫ぶならば、それはあまりに早計である。なぜなら、彼は直ちに矛先を転じて「信者」の虚偽と罪惡を責めるであろう。そして、信者であるとの別なく——洗礼を受けたと受けないとの別なく——教会の一員であるとして、不信者であるとの別なく——すべていかなる人であっても、善を行う者には永遠のいのちが与えられ、惡を行う者には滅亡が来ると論断してはばからないであろう。今日の信者が、神を知っているということ、福音を持つているということ、教会に属していることなどを頼みとして、天国の栄光を期待して待つべきである。と見なし、不信者を蔑視して地獄の子とするようなことがあれば、それは迷いの深い高慢である。人の環境は、決してその人に栄光または滅亡を与えるものではない。人を永遠に生かしまたは殺すものは、その人の心のあり場所、およびそれより当然生まれる生活の状態である。私たちは今日、パウロの言葉を自分自身に当てはめて深く考えるべきである。

では、人は行いによつて救われるのだろうか。パウロは次のように言う。

神は、一人ひとり、その行いに応じて報いられます（六節）。

…善を行うすべて者には、栄光と誉れと平和をもつて報いてくださいます（十節）。

律法なしに罪を犯した者はみな、律法なしに滅び、律法の下にあつて罪を犯した者はみな、律法によつてさ

ばかれます（十二節）。

律法を聞く者が神の前に正しいのではなく、律法を行う者が義と認められるからです（十三節）。

これらの言葉については、学者たちの間にさまざまな見方がある。それが「信仰によつて義と認められる」というローマ書の根本的な教えと表面的に矛盾しているためである。そして、フリッツェのように「とうていこの矛盾は調和し得ない」と断ずる学者もいるが、多くは何らかの解決を与えようと努めているのである。私たちはここで、この難しい問題について煩雑な解説を試みようとは思わない。ただ率直に私たちの信じることを述べておきたい。

まず注意すべきは、行いによるさばきが聖書的な原理の一つであることである。「私たちはみな、善であれ悪であれ、それぞれ肉体においてした行いに応じて報いを受けるために、キリストのさばきの座の前に現れなければならないのです」（コリント人への手紙第二 五章十節）とあり、パウロ文書の外にも「彼らは、それぞれ自分の行いに応じてさばかれた」（黙示録 二十章十三節）などの言葉がある。また、イエスご自身の教えとしても、ヨハネの福音書には「善を行った者はよみがえつていのちを受けるためであり、悪を行った者はよみがえつてさばきを受けるために出てきます」（五章二十九節）とあり、かつ最後のさばきを描写する際には、必ず行いによる生と死を説くのである。マタイによる福音書 七章二十一節以下を見よ。また 二十五章十四節以下のたとえ、および 三十一節以下のさばきの光景を見よ。このことは極めて明瞭ではないか。行いによるさばきが聖書的な原理の一つであることは、一かけらの疑念を抱く余地もなく確実である。

次に注意すべきは、ローマ人への手紙第二章前半が、ユダヤ人の無知を啓くことをその論説の目的としていることである。ユダヤ人といえ、神を信じていることを頼みとしていた民である。しかし、その信仰は真の信仰ではない。彼らは信仰があると誤解し、あるいは誇張して、罪惡の底なしの沼に溺れているのである。このような人に向かってその罪を悟らせるには、「行いによるさばき」の原理を説くのが当然の順序となる。彼らにもし、まず信仰による義が説かれたとすれば、ますますその抱いている誤った信仰に満足して、いよいよ罪の深みに陥るであろう。行いによるさばきは、偽りの信仰に頼っている人に対しては、特に強く説かれなければならないのである。まことにそうである。

すなわち、行いは信仰の試金石である。信仰の真偽を知るには、行いをもってする以外にない。木はその実によつて知られるのである。真の信仰は必ず良い行いを生み、偽りの信仰はこれに反する。然り、人は信仰によつて救われる。しかし、偽りの信仰によつては救われない。真の信仰によらなければ救われない。そして真の信仰は必ず行いを伴う。この意味において、人は行いによつて救われると言ひ得る。さばきは行いによつて加えられるのである。「キリスト・イエスにあつて大事なものは、割礼を受ける受けないではなく、愛によつて働く信仰なのです」とパウロはガラテヤ人への手紙(五章六節)において言つた。また言つた。「割礼を受けているか受けていないかは、大事なことはありません。大事なのは新しい創造です」と(六章十五節)。愛によつて働く信仰——すなわち善行として現れる信仰——これが真の信仰である。この意味において、人は善行によらずしては救われないのである。すなわち、不義に属く生活を去つて真理に属く新しい生活に入り、その新しく造られた結果とし

て当然善い実を結ぶこと——このことがあって、人はついに救われるのである。信仰が良い行いを生むに至らないうちは、空しい信仰である。偽りの信仰でなければ、死んだ、あるいは眠っている信仰である。真の信仰は真の行いを伴い、真の行いは真の信仰を伴う。結局、これは同一の事象の表と裏である。ゆえに、人は信仰によって救われる。また、人は行いによって救われる。共にこれ真理である。なぜなら、要するにこれは同一の原理の異なった表現であるに過ぎないからである。

右の意味において、人はその行いをもってさばかれるのである。例を挙げてこれを説こう。人を赦すのは至美にして、また至難なことである。そうでありながら、人を赦すことができない者が、果たして神の赦しを勝ち得るであろうか。人を赦すことができるに至らずしては、まだ真に救いに浴した者とは言い得ない。厳密な意味においては、人を赦すことができない者はキリスト信者ではない。「神は、それぞれの行いに応じて報いをお与えになる」神であるから、人を赦すことができない者は恐らく栄光の中に取り入れられないであろう。しかし、憂える必要はない。私たちに真の信仰が与えられる時、人を赦すことは難しくないのである。キリストによって義と認められて、彼の御霊が私たちに宿るに至れば、私たちは人を赦すことができる。自己一人の努力抑制によつてはとうてい人を赦すことができない者が、このキリストの御霊が心に満ちる時、自然と人を赦すことができるのである。問題は彼の御霊が私たちに宿るかどうかにある。彼の御霊が私たちに宿る時、私たちが難しいとすることを、私たちではない人が行うようにして行うことができるのである。これこそ私がそれを行うのではなく、彼が私にあつて行うのである。それゆえ、彼は教えて言われた。「わたしはぶどうの木、あなたがたは枝です。

人がわたしにとどまり、わたしもその人にとどまっているなら、その人は多くの実を結びます。わたしを離れては、あなたがたは何もすることができないので」(ヨハネによる福音書 十五章五節)。また、同一の事を使徒パウロはその体験として言った。「私を強めてくださる方によって、私はどんなことでもできるのです」と。パウロのキリストは、また私たちのキリストである。私たちは真の信仰を抱き、真に彼を私たちの心に迎え入れ、彼にあつてさまざまな善をなすことができるに至らねばならない。私たちはひたすら彼を仰ぎ見て、彼の御霊を真正面から豊かに受ける者とならねばならない。神は必ずこの願いを満たしてくださるのである。